

## 第7回 広告規制に関する検討委員会 会議録

実施日：2019年10月27日(日) 12:30～14:30

実施場所：柔道整復師センター3F

出席者：8名【本多最高顧問、荻原副会長、一村理事、木下会員、中村会員、川島会員、沖田参事、森】

欠席者：2名【清水常任理事、澤田部長】

---

### 協議事項1 『広告ガイドライン「柔道整復診療等の広告に関するガイドライン案」について』

#### ●広告ガイドラインについて

- ・本ガイドラインは広告、宣伝倫理基準として以下の3原理を適用。
  - (1) 広告・宣伝は真実をそのまま伝える
  - (2) 広告の表現方法・内容は法令と公序良俗に反しないものとする
  - (3) 広告は利用者・消費者からの信用を失うものであってはならない
- ・ガイドラインは試案として今後 JB の HP 上に一般公開を行い、柔整業界、保険者、厚労省等にも試案を配布し意見や指摘(パブリックコメント)を募る期間を設ける。HP には年内公開を予定、パブリックコメントの受付は3ヶ月程度の期間を設ける。
- ・パブリックコメントの内容を集約、ガイドラインに反映させる事で社会的権威を纏ったものとする。本検討委員会でガイドラインを最終承認後、完成版として HP へ公開予定。公開時期は来年の春頃を目標とする。ガイドライン公開を以って、本検討委員会は解散となる。

#### ●意見まとめ

- ・ガイドラインでは「鍼灸接骨院」の表示は認めないのか？  
⇒認めない。施術所にてメインで行う施術内容がわからず患者が混乱してしまう為。何の施術を中心とするのかを看板等に明示する。
- ・「鍼灸」と「接骨院」分けて看板を掲示する事は問題無しか？  
⇒問題なし。例えば鍼灸を中心の施術所ならば鍼灸が中心と明示すること。
- ・施術所で行う施術内容は柔整師の自主申告という事になるのか？  
⇒自主申告となる。患者にわかりやすく伝える事を第一に考える。また、保険の使用可否に関わってくる。柔道整復は保険が適用できるが整体は金額を提示すること。但し、広告内に治療効果を記載する事は×。現在の市場では、接骨院・整骨院が柔整師の範囲外の仕事内容を明示

している事で印象を悪くしている。

- ・「整骨院」の下に小さく「整体術も取り扱っている」旨の明示はOKなのか？  
⇒問題無し。この方法は接骨院で柔道整復のみを取り扱うベテラン柔整師からはあまり好意的には見られない表現と思っている。
- ・後療の請求は行ってOKか？  
⇒施術を実施した場合は請求しても問題なし。院内で実施する内容は看板等に明示すること。柔道整復に関連のある相談業務は、相談料の請求はOKだが相談料がかかる旨の明示は必要。
- ・以下の文言の使用はOKか？
  - 柔整マッサージ⇒使用OK。但し、日常生活に馴染まない文言は患者が敬遠する傾向があるので大衆向けではない。  
「効果があります」のような記載を行っては×。
  - 全身もみほぐし・手もみ⇒柔整師の看板・広告として記載は×。柔整師の業務範囲外のものの為。この内容の施術を実施する場合は「柔道整復師」と名乗っては×。
  - 混合診療⇒広告として明示しては×。
  - 耳つぼマッサージ・冷え性対策⇒柔整師の業務範囲外の為×。
  - 各種保険⇒保険の種類も厳密には「現物給付保険」と「現金給付保険」と2種類存在する。看板の明示については厚労省に問合せを行う。
  - 機能訓練⇒実施するなら「機能訓練士」の資格が必要。看板等に明示する。
- ・ガイドラインの周知をしっかりと行わないと柔整師から誤解を与えてしまい当会の新入会員勧誘への影響となるのではないかと？  
⇒この部分は柔整師の質や程度に関わってくる。柔整師の民度が低ければ内容も民度に合わせたガイドラインとなってしまう。広告は、患者が施術内容を選択しやすくする為にわかりやすい内容かつ、施術所に安心して入れると思ってもらえるものでなければならない。

**【次回までの委員各位の課題⇒事務局への提出期限：11月11日(月)】**

「柔道整復診療等の広告に関するガイドライン試案」の全編に対しての意見、指摘事項を挙げる。現場としての考え、表現等をガイドラインへ反映させる事を目的とする。次回11月17日(日)開催の委員会にて課題を発表する。

**協議事項2『広告等業務適正推進実行委員会 設置について』**

●活動内容(相談業務を中心とする)

- (1)新規に看板を作成、掲示を行おうとする柔道整復師(会員)に対する相談業務。

(2) 保健所からの立ち入り調査等で、掲示していた看板の項目削除を通達された場合の相談窓口業務。

(3) 柔道整復師の業務から明らかに逸脱した看板の掲示、チラシの配布、HP 公開を行っている施術所に対する、教育的注意、警告的注意、是正勧告等の実施についての協議。

●注意、是正勧告までの流れ

(1) 会員、患者、一般人からの看板、チラシの情報提供の呼び掛け・受け入れ。委員会の HP から情報提供の呼び掛けを実施。

(2) 事務局にて(1)で募集している広告情報の整理、仕分け、まとめを実施。寄せられた情報は全て事務局で管理を行う。

(3) 委員会の実施は提供広告の件数によるが、1~2ヶ月に1度の実施を想定。(2)でまとめた広告の情報、会員からの相談内容について協議を行う。

(4) 委員会内で、各案件の協議結果で注意・是正の必要がある内容に対して、「患者相談ダイヤル運営委員会(奇数月第2日曜日開催)」へ上程する。相談ダイヤル運営委員会にて運営委員(外部有識者)を交えて、案件の再協議を行う。ここで注意・是正勧告等の制裁内容(該当施術所へ文書の送付、HPにて該当施術所の情報公開等)を決定する。

●委員会の構成員

・委員は全員柔道整復師とする。構成員の人选は次回委員会で協議する。

●意見まとめ

・委員会のメインとなる活動を是正目的としてしまうと柔道整復師への圧力が強すぎてしまう。社会に寄与するという意味で、相談業務を中心とするべき。若い柔道整復師は知らない事も多く、何が間違いかわからない人もいる。教育という意味も含めて柔道整復師に説明、注意をした方が良い。

・施術所への注意の種類も、教育的な意味の強い注意と警告的注意と分別する必要は出てくる。

・作成したガイドラインを基準として考えて、「鍼灸接(整)骨院」を注意対象とした場合に、保健所では名称の使用 OK で承諾が出ているという反発が出る事が予想される。

その他

●第8回委員会開催日→2019年11月17日(日)13:30~15:30 会場は柔道整復師センター4F。協議内容は広告ガイドライン試案のHP公開に向けて、最終意見交換を実施予定。

以上